

# 一部繰上償還申出書

組合員証番号	種別	貸付番号	繰上償還を希望する年月
令和	年	月	

区分	未償還元金	一部繰上償還額				一部繰上後の償還方法												
						回数	1回の償還額											
毎月償還	円	千	百	十	万	千	百	十	万	回	百	十	万	千	百	十	万	円
ボーナス償還	円	千	百	十	万	千	百	十	万	回	百	十	万	千	百	十	万	円

ボーナス償還に係る経過利息( 月分)	千	百	十	万	千	百	十	万	円
--------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

繰上償還時の償還猶予額	千	百	十	万	千	百	十	万	円
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

支払額合計	千	百	十	万	千	百	十	万	円
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

給料月額	円
給料の3/10に相当する額	円
給料の6/10に相当する額	円

- (注1) 申出書の締め切りは「繰上償還を希望する年月」(繰上希望月)の前月の20日(必着)です。  
 (注2) 未償還元金は、繰上希望月の月末残額です。償還表で確認してください。  
 (注3) ボーナス併用償還の方で繰上希望月が6月及び12月以外の方は、前回のボーナス償還月の翌月から繰上希望月までの経過利息を併せて払い込まなければいけません。  
 $経過利息 = \text{ボーナス償還「未償還元金」} \times \text{適用利率の半年利} \times \text{繰上希望月までの経過月数} \div 6$   
 (注4) 償還猶予中の方、または猶予期間が終了して猶予額を償還中の方が一部繰上償還を行う場合は、繰上時点の猶予残額をすべて償還しなければいけません。  
 (注5) 住宅借入金等特別控除を受けている方で、一部繰上償還により償還開始から償還完了までの期間が10年(120回)未満となる方は、所得税の特別控除が受けられなくなります。  
 (注6) 現行の定期償還額は「繰上償還を希望する年月」まで給与から控除され、その翌月から「一部繰上後の償還方法」となります。  
 (注7) 年度末に退職する予定の方は2月以降の申出はできません。

**\* 共済組合記入欄**

借	貸付種別	毎月償還額	ボーナス償還額
受け1回の当り金の償還額	一般貸付(11)	円	円
	特別貸付(12)	円	円
	住宅災害貸付(21)	円	円
	住宅貸付(31)	円	円
	教育貸付(41)	円	円
	災害貸付(51)	円	円
	医療貸付(61)	円	円
	結婚貸付(71)	円	円
	葬祭貸付(72)	円	円
	介護住宅貸付(81)	円	円
	合 計	円	円

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を一部繰上償還し、繰上償還後の償還回数を上記のとおりとしたいので申し出ます。

令和 年 月 日

公立学校共済組合福岡支部長 殿

所属所名

所属所TEL

申出者氏名